

上尾市学校給食実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

上尾市教育委員会

教 育 長 西 倉 剛

上尾市教育委員会規則第 9 号

上尾市学校給食実施条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市学校給食実施条例施行規則（令和 7 年上尾市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「4, 390 円」を「5, 400 円」に改め、同項第 2 号中「5, 000 円」を「5, 400 円」に改め、同項第 3 号中「5, 310 円」を「6, 650 円」に改め、同項第 4 号中「5, 950 円」を「6, 650 円」に改め、同条第 3 項第 1 号中「270 円」を「330 円」に改め、同項第 2 号中「300 円」を「330 円」に改め、同項第 3 号中「310 円」を「420 円」に改め、同項第 4 号中「360 円」を「420 円」に改める。

附則に次の 2 項を加える。

（学校給食費の徴収の特例）

- 1 1 令和 8 年 4 月分から令和 9 年 3 月分までに係る学校給食費については、第 3 条本文の規定にかかわらず、学校給食費負担者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 13 条の規定による教育扶助又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 19 条の規定による援助その他の公的支援により学校給食費に対する援助を受ける学校給食費負担者を除く。次項において同じ。）が第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる者である場合に限り、徴収しないものとする。

（学校給食費の額の特例）

- 1 2 第 4 条第 1 項第 3 号の中学校に係る学校給食費負担者から令和 8 年 4 月分から令和 9 年 3 月分までに係る学校給食費を徴収する場合における同号、同項第 5 号、同条第 3 項第 3 号及び同項第 5 号の規定の適用については、同条第 1 項第 3 号中「6, 650 円」とあるのは「2, 650 円」と、同項第 5 号中「1, 000 円」とあるのは「500 円」と、同条第 3 項第

3号中「420円」とあるのは「150円」と、同項第5号中「60円」とあるのは「30円」とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。